

第5回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年6月25日 午前9時30分

浜田市役所4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 徳田マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登	13番 岡本 健治
14番 青葉 真	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義	19番 玉田 一
2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	5推 小川 明人	6推 神田 進
7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭	8推 河野 恒弘	10推 野上 省三
11推 岡田 勝	13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文	16推 欠員
17推 原田 和義	18推 永見 繁廣	19推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

9番 林 秀司	17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子
1推 前田 正典	4推 三浦 寿紀	12推 岡堂 正顕

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長

河野農地係長

農林振興課 山本農業振興係長、川邊主任主事

会 長

おはようございます。梅雨に入りましたが、非常に良い天気が続いております。恐ろしいのは梅雨の末期の災害等が無いことを祈るばかりです。皆さま方をはじめとして、色々な作物が今のところ順調に生育しているのではないかという事で、非常に喜ばしい傾向ではないかと思っております。

それではただいまから第5回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、

9番 林 秀司 委員、17番 佐々岡常喜 委員、
18番 佐々木京子 委員、
1推 前田 正典 委員、4推 三浦 寿紀 委員、
12推 岡堂 正顕 委員

以上6名の方から欠席の届出が出ております。

本日の早退は、

7番 廣瀬 康友委員

以上1名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

12番 渡邊 弘登 委員、13番 岡本 健治 委員です。

よろしくお願ひします。

会 長

では、議事に入ります。座って説明させていただきます。議第1号、農業振興地域整備計画変更について意見を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

(農林振興課農業振興係、山本係長)

失礼します。農林振興課農業振興係の山本と申します。私の方から農業振興地域整備計画変更について、ご説明させていただきます。事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいていると思っておりますの

で、そちらの方をご確認いただければと思います。それでは変更理由書の内容を説明いたします。表紙をめくっていただきまして、1ページ目第1、変更の理由でございます。一般管理分の変更としまして一般住宅として1件、1筆244㎡、駐車場用地として1件、1筆81㎡、太陽光発電用地として、1件、2筆3479㎡、墓地用地として1件、1筆9.9㎡、合計4件、5筆3813.9㎡の農地を除外したいと考えております。次に第2の変更計画の概要でございます。農用地区域から除外する土地ですが、事前にお配りした資料の数字が誤っておりましたので、申し訳ありませんがこの場で訂正をさせていただきます。1の農用地利用計画の表、変更理由の1番下、その他のところがございませぬけれども、その他の田の部分、こちらが0.99aと記載されておりますが、正しくは0.099aが正しい数字になります。この数字の訂正によりまして、田の合計のところ、3.4aが2.539aになり、その他の合計36.59aが35.699a。そして、全ての合計のところ、39.03aが、38.139aとなります。申し訳ありませんが以上の様に訂正をお願いいたします。次に2ページ目の(2)農用地区域に含める土地、(3)用途区分を変更する土地については今回ございませぬ。次に3ページ目の(4)農用地利用計画変更統括表でございます。こちらについても、申し訳ございませぬ。先程の田の数字の修正に伴いまして、訂正をお願いいたします。除外面積としまして、田が3a減となっておりますが田については2.5a減に訂正をお願いします。合計につきましても39a減となっておりますが、38a減に訂正をお願いします。申し訳ございませぬ。続きまして4ページ目につきましても、変更土地調書を記載しております。5ページ目の変更要件表において、除外の要件確認票を添付しております。8ページ目以降につきましても、農用地利用計画の変更案を記載しております。そして12ページ目におきまして、土地利用計画図において全体の位置図を添付しております。そして13ページ目以降には、個別の位置図、写真を添付しておりますので合わせてご確認ください。今回全部で4件の申し出が出ております。

以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご協議をよろしく申し上げます。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見やご質問がございましたらご発言願います。事前に配布をしておりましたので、見ておられると思います。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

今回の農業振興地域整備計画変更について、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして議第2号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、26件、41筆、48,900㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は6月29日を予定しており、利用権設定については開始日を7月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。

ご審議の程よろしく願います。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見やご質問がございましたらご発言願います。ございませんか。

無いようですので、採決に入らせていただきます。

今回の農用地利用集積計画（案）についてご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委員 ～全委員 挙手～

会長 ありがとうございました。それではご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長 続きます。議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号、2号について説明します。資料は4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、金城町七条の畑と、同じく金城町七条の田、外1筆の田です。場所は、浜田市金城支所から約2.5km北西の、水上谷町内です。この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は231a余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、譲受人は周辺の農地をH24年に売買により取得しており、今後、今回の購入したところも埋め立てて畑として利用する予定です。

続きます。3号、4号について説明します。資料は5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、弥栄町長安本郷の田と、同じく弥栄町長安本郷の田、外4筆の田です。場所は、浜田市弥栄支所から約1km南東の、本郷下町内です。

この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は、988a 余りとなり下限面積基準を満たしております。

農地法第 3 条申請については、以上 4 件です。

会 長 ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1 号、2 号につきまして、渡邊委員お願いします。

第 12 番 (渡邊 弘登 委員)

12 番、渡邊です。先日、現地調査をしたのですが、事務局の説明通りなのでよろしくお願いします。

会 長 3 号、4 号につきまして、廣瀬委員もしくは小松原推進委員、お願いします。

第 7 番 (廣瀬 康友 委員)

7 番、廣瀬です。先日、事務局の人と小松原推進委員と現地を確認しました。現在、〇〇さんが牧草を植えておられまして、この度、売買によって〇〇さんが取得されるということで間違いないと思います。よろしくお願いします。

会 長 以上で、3 条申請についての説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見やご質問がございましたらご発言願います。

第 11 推 (岡田 勝 推進委員)

11 推、岡田です。3 番、4 番は買われた方の名前が違っても、番地が一緒だから済んだと思うのですが、経営面積は上と下、一緒のものを書かれたのですか。

会 長 事務局お願いします。

事務局 はい、経営面積というのは買われる方の面積ということになるので、この場合は〇〇さん1人の面積ということになります。

会長 番地が違うのではないかと言うことですが。

事務局 すみません、〇〇番が正しい番地でした。

会長 岡田委員、分かりましたでしょうか。(はい。)

会長 ちょっと私、渡邊委員にお聞きしますが、この〇〇〇〇さんか知りませんが、譲り受け人の方はここへ通って、畑として埋め立てて使いたいという事ですか。

第12番 (渡邊 弘登 委員)

そうだと思います。

会長 労力的にはどうなんでしょうか。分かる範囲で結構ですが。

第12番 (渡邊 弘登 委員)

ちょっと分かりませんが。

会長 そうですか、事務局分かりますか。何をどうしようと思っているんですか。

事務局 具体的なものはよく分かりませんが、24年にだいたい買われているのですが、飲食店か何かをやっておられるので、そこで飲食店に出す野菜みたいなものを作りたいな、とは言っておられたみたいなのですが、あまりきちんと作っている訳ではないみたいですが。従業員さんとかがおられるので、その方を使ってやりたいという構想はあると聞いています。

会長 そうですか。なかなか、通勤で農業というのも楽じゃないと思うのですが、

ましてたくさん面積を持っておられますし、田も畑も…。

会 長

その他、何かございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第3条申請について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、議第4号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。資料は7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、竹迫町の畑です。場所は、浜田市役所から約600m南東の、竹迫1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商業地域で第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を貸駐車場にしようとするもので、他の農地への影響はないものと思われます。なお、申請地が既に貸駐車場に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料8ページに掲載しております。

農地法第4条申請については、以上1件です。

会 長

ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、松山委員もしくは神田推進委員お願いします。

第 6 番

(松山 純久 委員)

6番、松山です。先日事務局と神田推進委員と一緒に現地を訪れまして、何の問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長

以上で、第4条申請について説明が終わりました。皆様方から何かご意見やございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第4条申請について、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。資料は10ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、上府町の畑、外1筆の畑です。場所は、浜田市立東中学校から約500m東の、伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設にするもので、他の農地への影響はないものと思われま。

農地法第5条申請については、以上1件です。

会 長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、三明委員もしくは河野推進委員、お願いします。

第 8 番 (三明多佳志 委員)

8番、三明です。事務局と現地を確認しました結果、近隣にも住宅が建って来ておりますので、別段問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

会 長 以上で、第5条申請についての説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請について、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された、昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号について説明します。資料は12ページ、図面番号⑤をご覧ください。申

請地は、三隅町井野の畑です。場所は、井野八幡宮から約 920m 南西の大谷です。
当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 2 号について説明します。資料は 13 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の畑です。場所は、下古和集会所から約 150m 南の、門殿町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 3 号について説明します。資料は 14 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、河内町の畑です。場所は、浜田自動車教習所から約 250m 北の、河内町内です。当該申請地は、平成 5 年より耕作放棄され、現在は原野化しています。

転用統制外証明願は、以上 3 件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1 号につきまして、川本委員もしくは小川推進委員、お願いします。

第 5 番 (川本 聖光 委員)

5 番、川本です。現地を事務局と行きまして、原野になっておりました。以上です。

会 長 2 号につきまして、渡辺委員もしくは岡田推進委員、お願いします。

第 11 番 (渡辺 弘之 委員)

11 番、渡辺です。先日 14 日に現地を確認いたしました。写真の通りで特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

会 長 3 号につきまして、松山委員もしくは神田推進委員、お願いします。

第 6 推

(神田 進 委員)

6 推の神田です。先般、松山委員と事務局とで、現地を確認しました。写真の通りですのでよろしくお願ひします。

会 長

以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かご意見やご質問がありましたらお願ひします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願ひします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして議第7号、農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局の説明をお願ひします。

事 務 局

農地利用最適化推進委員の辞任についてご説明いたします。農業委員会等に関する法律第 17 条の下記委員より、平成 30 年 6 月 30 日付けをもって、一身上の都合により辞任願が提出されましたので、同法第 23 条の規定により農業委員会の同意を求めます。

記、法第 17 条委員、岡堂 正顕。

6 月 5 日付けで、岡堂委員より、6 月 30 日をもって推進委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。この辞任願をご同意いただきたく提案いたします。

5月末、娘さんより連絡がありまして、医者から車の運転等しないほうがよいとの診断をされ、家族としてもこの状態で推進委員を継続するのは無理と判断したとの連絡がありました。事務局の方でも、ここ1年くらい委員とあまり意思の疎通ができないと感じていましたので、これは仕方なく、実際にも無理かなと思っていました。前回の狭間委員に続いて、今回もと辞任が続き、後任についても、今のところ両方未定の状況で大変申し訳ないのですが、今回の辞任の同意をお願いしたいと思います。

会 長

以上で農業委員の辞任についての説明が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。先程事務局からもありました様に先般、狭間委員も辞められて、今回岡堂委員も辞められる。この3月に新制度によりまして、なったばかりの委員が立て続けに、数ヶ月の間に2人辞められるということで誠に遺憾でございますけれど、体調管理だけは各々自分でしていただかないと、誰からもしていただけませんので…狭間委員の場合は奥さんに事情があった訳ですけども、お互いに注意していかないと思っております。

会 長

無いようでしたら、推進委員の辞任につきましてご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員

～全委員 挙手～

会 長

ありがとうございました。残念ではございますが、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは農業用施設に供する届について報告いたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、200㎡未満の畜舎、農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第4条転用許可を受けなくても農地転用

できるというものです。

1号について説明します。資料は16ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、三隅町古市場の田、外23筆の田です。場所は、浜田市立三隅小学校から約1km西の、中組です。この届けは、届出地を市の事業で農道を拡幅するというもので、16人分の届け出がありました。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

会 長 これはいつ頃からはじまるのですかね。

事務局 実はもうやっておられる、もう綺麗になって車が入っているという状況です。

会 長 どうも、既に工事が終わっている様でございますが…どうして早くしなかったのかな。

事務局 わかりません。

会 長 どうも横の連絡が取れていないと言いますか、ちょいちょいあるんですね、こういう事が。もう少し市の方も、横の連絡ももう少し取っていただいて、少なくとも工事に係る前にこういう手続きをして欲しかったとは思いますが、今となってはどうしようもございませんので、ご判断をいただきたいなと思っております。

会 長 では、報告を終わります。
その他、事務局からありましたらお願いします。

事務局

別添、事務連絡資料をご覧ください。

1点目は、「浜田地区農業委員会協議会総会・研修会」についてです。毎年、江津市農業委員会と合同で開催しておりますが、今年度の総会・研修会を、8月6日（月）に予定しています。まだ、研修会の内容等については正式に決まっていますが、詳細が決まり次第、委員の皆様へご案内しますので、全員ご参加ください。通常、11時からお昼をはさんで3時くらいの予定で、今年は江津での開催となりますので、市からマイクロバスを出す予定です。

2点目は、農業委員・推進委員研修会についてです。7月20日、松江市にて表記研修が開催されます。できるだけ参加をしていただければと考えています。バスはないので公用車、2、3台で行きたいと考えています。もし、自分で行かれる場合はガソリン代をお支払いしたいと思っております。この研修会も貴重なお話もごございますので、なるべく参加していただきたいと思っております。

3点目は、余力のある認定農業者について、佐々本局長より話をいたします。

佐々本
事務局長

失礼致します。先般、そういった話がありましたので、支援センターの方へ行って情報提供をしていただいたのですが、こちらの中にも認定農業者の方おられます。基本的には農地集積については、水稻関係をやっておられる法人でしたり、個人の認定農業者の方が多分中心になるであろうということは言っておられましたが、それぞれ集落の認定農業者の皆さんに聞いていただくのが1番早いと思っております。一応この間宿題が出ましたので、そう言うお答えをさせていただきます。

4点目は「農業委員・農地利用最適化推進委員の業務等」について、島根県農業会議の永原氏にお越しいただいておりますので、農業委員・推進委員の業務について、他の市町村等についての講和をしていただきますので、総会后お残りください。

最後に急なことですみませんが、運営協議会を開催しますので、運営委員の

方は時間が遅くなり申し訳ありませんが、講和後もお残りください。

事務局からは、以上です。

会 長

それでは先程事務局からございましたが、7月20日の研修会、いろいろご都合はあるかと思いますが、特に新しくなられた農業委員、また最適化推進委員の方は特に勉強になりますので、本日もそうでございますが務めてこういったものに積極的に参加をしていただきたいと思いますし、勉強していただいたらと思っております。前からしておられます農業委員の方なり推進委員の方につきましても、再度復習をするという意味合いにおきましても、是非出席をお願いしたいと思いますと思っております。それでは事務局の方から20日の件の出席について確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

事 務 局

それではすみません、出席される方は挙手をお願いします。

(協議)

事 務 局

今は少し予定が分からないという方は致し方ないと思しますので、7月5日くらいまでには事務局にご連絡を下さい。

会 長

その他について、皆様方から何かご意見やご質問がありましたらお願いします。無いようですのでしたら、以上を持ちまして第5回総会を終了させていただきます。

終了 午前10時20分